

使用済燃料中間貯蔵施設
新税調査検討特別委員会会議録
(第9回審査)

(令和3年3月19日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

(第9回審査)

○開会の日時 令和 3年 3月19日(金) 午後 2時15分開議
午後 3時11分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	齊藤孝昭	副委員長	富岡幸夫
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	山本留義	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	鎌田ちよ子
”	住吉年広	”	白井二郎
”	濱田栄子	”	佐藤広政
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎						
副	市長	鎌田光治						
副	市長	川西伸二						
教	育	氏家剛						
公	営	企業	管理者	村田尚				
総	務	部	長	吉田真				
総	務	部	理事	市長	公室	長	千代谷賀士子	
企	画	政	策	部	長	松谷勇		
財	務	部	長	吉田和久				
財	務	部	税	務	調	整	監	樋山政之
政	策	推	進	監				

民 生 部 長	中 村 久
健康づくり推進部長	中 村 智 郎
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅 原 典 子
経 済 部 長	立 花 一 雄
都 市 整 備 部 長	中 里 敬
川 内 庁 舎 所 長	木 下 尚 一 郎
大 畑 庁 舎 所 長	伊 藤 大 治 郎
脇 野 沢 庁 舎 所 長	工 藤 和 彦
会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
教 育 部 長	角 本 力
上 下 水 局 長 道	濱 谷 重 芳
総務部政策推進監総務課長	杉 澤 一 徳
福祉部政策推進監 福祉政策課長	工 藤 淳 一
企 画 政 策 部 長 エネルギー戦略課長	一 戸 義 則
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
財 務 部 税 務 課 長	飯 田 啓 太 郎
総 務 部 総 務 課 主 幹	井 戸 向 秀 明
企 画 政 策 部 エネルギー戦略課主幹	對 馬 睦
財 務 部 財 務 課 主 幹	宮 下 圭 一
企 画 政 策 部 エネルギー戦略課主任主査	佐 藤 純 也
総 務 部 総 務 課 主 任	柏 谷 諒

○事務局出席者

事務局長	佐 藤 孝 悦	次	長	中 野 敬 三
総括主幹	青 山 諭	主	幹	葛 西 信 弘
主 幹	堂 崎 亜 希 子	主 任 主 査	井 田 周 作	

(午後 2時15分 開議)

○委員長（齊藤孝昭） ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、12月18日開催の前回審査以後の経過と現況及び今後のスケジュールを確認し、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行いますが、本日はまず理事者側より説明を受けた後に、各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで、質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、前回審査時と同様に1人3回までといたしたいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（齊藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑の回数については、1人3回までとすることに決定いたしました。

それでは、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、むつ市使用済燃料税に関する進捗についてご報告いたします。資料「むつ市使用済燃料税に関する進捗について」を御覧願います。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

1 ページ目を御覧願います。昨年10月30日の特別委員会で報告しておりますが、現状特定納税義務者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社と合意している事項として3点ございます。

1 点目として、新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たしていく。

2 点目として、事業開始時には、確実にそうした状況に至るよう、「安全協定」の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組む。

3 点目として、税率や課税項目については、地域の発展とサイクルを含めた原子力事業全体の円滑な遂行を両立できるよう進めることが大切と考えており、そうした観点を含めて協議する。

このように、これまでの協議で一定の合意取得に至っておりましたが、この3点の合意事項を踏まえて、その後もリサイクル燃料貯蔵株式会社が令和2年3月16日にむつ市議会へ提出した意見書に記載された4つの論点について、判断できる状況にすることで最終合意を得るということを目指して協議

を重ねてまいりました。

2 ページ目を御覧願います。4 つの論点についての当市の対応状況についてご説明いたします。

論点の1つ目、「事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること」については、リサイクル燃料貯蔵株式会社が原子力規制委員会に提出している収支計画があるため、それをベースにして税率の減免協議に適した経営上の根拠を提示していただきたい旨伝えております。また、リサイクル燃料貯蔵株式会社が主張する「法定外税が法定税に対して補完的・例外的なものとして位置づけられる」との見解について、地方税法を所管する総務省に「法定税と法定外税に形式的効力の差はなく、また、法定外税は法定税の補完的・例外的なものではない」ことを確認し、その旨説明しております。

論点の2つ目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること」については、新税を通じて十分な安全対策と地域振興が図られることで、事業に対する市民の皆様のご理解と協力が得られるとの前提で、防災安全、生業安定、民生安定、共生対策が財政需要となること。このことは、既に使用済燃料に課税している全国のほかの自治体で認められている前例に基づいている、同様であることを説明しております。

また、リサイクル燃料貯蔵株式会社の求めに応じ、財政需要として挙げた全27事業について、確認事項全12項目の総計324項目全てを網羅して提出済みでございます。その後も財政需要に対する個別の疑問点については、順次回答することとしてやり取りを続けております。

論点の3つ目として、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること」については、受入れ行為、貯蔵行為を課税客体とすることについて、課税客体の設定については、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としていることを説明しております。

また、リサイクル燃料貯蔵株式会社が主張する「六ヶ所再処理事業は、受け入れや貯蔵の他に再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されている」との見解について、その根拠の提示を求めておりますが、リサイクル燃料貯蔵株式会社から提示はございませんでした。

論点の4つ目として、「青森県等の動向が見極められていること」については、仮に県が将来課税したとしても、地方税法の規定により過重負担となることは総務大臣の同意が得られないので、リサイクル燃料貯蔵株式会社が懸念する「担税力を上回る事態」は起こり得ないことであり、当市との協議

の障害にはならないことを説明しております。

以上のように対応を重ねてきておりまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社とはこれまで24回の協議を実施し、同社の示した論点に配慮した丁寧な説明に努め、市としましては判断できる状況にあるのではと認識しております。

こうした状況から、早期に減免協議に必要な経営上の根拠を提示していただき、最終合意に向けた議論に臨めるようリサイクル燃料貯蔵株式会社に求めてまいりたいと考えております。

なお、国との関係につきましては、ご報告事項はございません。

むつ市使用済核燃料税に関する進捗について、ご報告は以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 今るる説明を受けました。今の報告を聞きますと、これまでの特別委員会での説明内容とほぼ同じで、いまだ減免に必要な経営上の根拠は示されておられません。大変残念に思いますし、RFS社は合意しないのかと誠意が感じられません。24回という協議を経ても、ほぼ議論は尽くされているにもかかわらず、いまだに合意に至らない。RFS社が何か決められない理由がありそうな気がしますけれども、市のほうではどのように考えておりますでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 副市長。

○副市長（鎌田光治） 佐賀委員のお尋ねに対し、協議をしてきた事務方を代表して、私のほうからお答えさせていただきます。

交渉事でもございますので、確たる先方の決められない理由、これを申し述べることは難しいということもご理解をいただきたいと存じますけれども、協議では丁寧に市の見解を説明してきており、RFS社の求めに応じた具体的かつ詳細な資料の提示や法律、条例、加えて法理論の専門家、地方税法を所管する総務省への確認等、客観的な根拠の提示を通じて理解を得られるよう努めてまいりました。

他方で、RFS社の見解に合わせようとして、その考え方や根拠をお聞きをしても、なかなか的を射た回答というのをいただけず、何度協議をしても同じような回答しか返ってこない状況でございます。端的に申し上げれば、議論を収束させ、協議を前に進める姿勢がないと言わざるを得ないと思っております。

計24回の協議を通じまして、当事者意識、これが果たしてあるのだろうかとか疑問を抱いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） るる答弁をいただきました。

確かに市の説明の内容は合理的であり、R F S社に進めようとする姿勢があれば、もうとっくに決まっていることだと思います、24回もやっているわけですから。これまでR F S社は、誠意を持って協議するとか、いたずらに時間をかけないと言っていますが、実際の対応を見れば、ちょっとそこら辺のところはそう感じられません。

この新税の実質的負担者は使用済燃料の事業者であり、貯蔵する際の手数料に新税を上乗せすれば済むだけの話だと思っております。そういう資金構造をきちんと理解しているのかと。しているのかというのは、あちら側がです。結局R F S社が新税協議を進めることができないのは、実質的な負担者である親会社がオーケーを出していないのではないかと、そのように感じられることがあります。実質的決定権を持つという親会社と、今後市のほうとしては、なぜ24回も協議してもならないかという、そろそろそういう協議に入ってもいいのではないかと思われる部分があるのですけれども、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 副市長。

○副市長（鎌田光治） お答えいたします。

特定納税義務者、つまり税金を納付する事業者というのはあくまでもR F S社でございます。その一方で担税力、これは親会社の資力、これに遡及しているというか、間接的に依存していくことになるわけでございます。現在のこの膠着している状況、これを打開し、R F S社が当事者意識を持って議論を前に進めるためにも、親会社へ説明を求めるというご指摘、これに関しては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 答弁いただきました。安全協定の協議までの期限を区切ったというのは、それまで進捗しなくていいというわけではありません。R F S社が協議を進める気がないのでと、中間貯蔵事業者そのものの信頼性、そこに影響を及ぼして、本当に事業をやる気があるのかと、市民がそういうものを感じてしまうのではないのでしょうか。約束を守らないと、そういうふうに感じているわけです。先達の方々がたくさんの苦勞をしてここまで進めてきたわけですね。そういうところも考えていただきたい。

当事者はR F S社ではありますが、一般的に考えれば、実際に負担するのは親会社であり、R F S社は手数料を乗せればいいだけのことで、決定権が

あるとは思えないです。いたずらにこんなに時間がかかるはずがないです、ここまで時間がかかりますと。

いずれにしても、議論を収束させようとか、親会社に確認、要求をしない、回答ができないというのでは、R F S社に交渉能力が、大変申し訳ないですけども、あるとは考えにくい。親会社である東京電力にも、その税に対して担税力を保証をしっかりとしてもらう、説明させるときに来ているのではないかと考えます。

これから同じような状態が続くような感じがしますので、ぜひとも事業開始に向けても大変重要な議論、協定締結の当事者としても、実質的負担者としても、親会社の意向を確認すべきと強く求めさせていただいて、私の質疑とさせていただきます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 先ほどの市側の説明で、R F S社が新税協議を進める姿勢に問題があるということを理解しました。新税の理論に関連して、同僚議員の質疑からも感じられたことですが、その根底となる中間貯蔵事業そのものに対して私は疑問を抱いております。

この事業は、平成17年にむつ市、青森県、東京電力、日本原子力発電の4者の締結された立地協定に基づき実施されることとなっています。東日本大震災から今年で10年目を迎えました。その立地締結時の当事者である東京電力は、福島第一原子力発電所の事故という我が国で最も深刻な原子力事故を起こし、事業主体としての信頼を完全に失っています。また、先日報道にあったように、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、テロ対策用の侵入検知装置の故障問題が発覚しています。この問題は、原子力規制委員会において安全重要度、深刻度ともに最悪レベルと評価されており、更田原子力規制委員長は、追加検査に1年以上かかる見通しを示し、検査が終わるまでは運転に向けた次のステップはないと明言しています。このことから、同発電所の再稼働がますます見通せなくなったものと理解します。

端的に言えば、そんなことをしていて信頼を失っている東京電力、その子会社のR F S社に、ここで中間貯蔵事業を本当にやれるのかと、この事業を担う能力があるのかという強い思いを抱くものであります。事業ができないのに、新税の課税は当然ありません。事業そのものができないから、新税の交渉も進まないのではないのでしょうか。このことについて、市の見解を求めます。

○委員長（斉藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働につきましては、福島第一原子力発電所の事故からの信頼回復に努めている東京電力が事業を進めるということについて疑義が生じているということは、大変残念なことだとは思っております。

私たちが誘致した際の当時の東京電力と今の東京電力、福島第一原子力発電所の事故を経て、安全安心というのを第一義に進めようとして企業が変わろうとしているのにもかかわらず、現状世間からの見方というものが変わってきているのかなというふうには感じております。

ただ、私たちが結んでいる立地協定というものがありますけれども、立地協定はこのような外部の評価とは関係なく、同社との契約というものになりますので、これは必ず確実に履行してもらおうと、そのように理解をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 立地協定で事業実施が担保されるというのは、協定締結当時の情勢であって、東京電力の原子力発電事業が円滑に進むことが前提となっております。そもそも中間貯蔵施設に使用済燃料を持ってくる予定になっている原子力発電所が再稼働しないのに、中間貯蔵施設に使用済燃料が運び込まれるということがあるのかどうか。再稼働しなければ、中間貯蔵事業事態が成り立たないし、新税そのものも議論も進まないのではないのでしょうか。この地で中間貯蔵事業を実施するというのは、立地協定で約束されていますが、福島第一原子力発電所の事故をはじめ柏崎刈羽原子力発電所の問題等により再稼働が見通せなくなった状況では、立地協定の前提が崩れていると認識せざるを得ません。

東京電力の原子力事業全体を見ても、中間貯蔵施設に使用済燃料を円滑に運び込む事業ができないのではないかと、立地協定で定められた約束事が守られるのかという不信感を抱いております。これらのことは、新税の議論を進める上で根幹となるものであり、東京電力に対し、しっかりと確認すべきと考えますが、市のご見解をお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

確かに立地協定のその前提が崩れれば、新税というものの企画そのものが、私たちの企画立案そのものが難しくなるというか、ないものになってしまうというご指摘はそのとおりだと思います。先ほど部長から答弁したとおり、ただ私たちとしては東京電力の外部からの評価がどうなったかということとは

さておき、その立地協定といういわゆる契約に基づいて運び込まれるということ的前提に今議論を進めているということだと思っています。そして、先ほど佐賀委員からも、今浅利委員からもありましたとおり、確かに新税の議論の進め方、その根底が揺らいでいるというご指摘はよく理解いたしましたので、進め方の一つとしてご提案の件をこれから検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。私の理解では、原発の再稼働が進まないということは、中間貯蔵施設の事業開始も遅れるということ、つまり新税もスケジュールどおりには進まないということであり、市が見込んでいた財政需要を満たす事業も進められないということだと思えます。

一方で、中間貯蔵に関しては共用化の話も出ており、東京電力がRFS社に運び込む予定となっている使用済燃料を他者に振り替えるような検討をするのではないかと懸念するものであります。

立地協定は、新税以前にこの事業そのものの根幹であり、市政発展を左右する重要な約束事であります。こうした市民が抱えている事業への不信感、立地協定への不信感、繰り返します、事業への不信感、立地協定への不信感について、東京電力にはきちんと説明を求めるべきだと思えます。このことについて、市ではよく検討していただきますよう強く要望し、質疑を終わります。

○委員長（斉藤孝昭） 委員長よりお願いがあります。

新税にかかわる範囲を超えないようご協力をよろしくお願いいたします。

そのほか質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 私が発言する前に、範囲を超えないというようなのは、実に……

（「いいよ、大丈夫だよ」の声あり）

○委員（山本留義） まず、年末から今日まで、中間貯蔵が全く進まないにもかかわらず全国的にニュースがすごく多かった。原因は、関西電力が電気事業連合会を隠れみのにして共用化案というとんでもない構想を打ち上げたことだと私は思っています。一連の報道を私はずっと追ってきたのですが、福井県の様子、調べてみると、福井県議会はむつ市の中間貯蔵施設を関西電力が共用化するということは、むつ市の理解なくして認められないという理解をしてくださいました。関西電力も電事連も福井県も、あるいは国までもむつ市に共用化案を押しつけるような今までの報道がありました。そういう意味で、福井県が最後の最後になってこういう形の中で理解してくれた

ということで、私も議会人として、福井県議会議員に敬意を表したいと思
います。

まず、この共用化案という年末からの一連の流れが、これからの新税の交
渉に与えた影響について、市長はどのように思っているのか、まず1点。

もう一点は、3月4日に東京電力が東通村に対して5年間で30億円の資金
の拠出の計画をしているという形でNHKで発表しています。言うまでもな
くRFS社の親会社は東京電力であり、先ほど佐賀委員も話ししましたが、
私も担税力とかという形の中でいろいろあるのですけれども、担税力は親会
社である東京電力が決めるべきだと私は理解している。こうした東通村に対
して30億円もの拠出があったとすれば、あるとすれば、むつ市がこれから行
う新税に与える影響をどのように評価しているのか、市長にお伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、年末からの一連の報道ということで、いわゆる共用化案というふう
に言われていますけれども、私たちとしてはそもそもそういう案ということ
自体が私たちの理解がない中でというか、理解があるかどうかはさておき、
存在すらしていないというふうに繰り返し申し上げております。したがって、
新税の協議にこのことが現時点で与えている影響はないと認識しています。

それから、東通村に対して5年間で30億円のというお話は、NHKの報道
を通じて、あるいは日本経済新聞だったと思いますけれども、その報道を通
じて私自身も存じ上げております。ただ、このことに関しては、まず隣の村
のお話でありまして、また事業者には事業者のお考えがあるであろうとい
うことがありますので、論じる立場にはないというのが私の考え方と、この
ように考えています。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 市長は一連に、案にもないから関係ない、隣の村のこと
だから関係ない。それは、市長として理解します。でも、一方で事業が遅れ
て、迷惑をかけているのは東通村だけではないのです、私どもむつ市も同じ。
しかも、例えばいざ原発が稼働して事故が起きればUPZ、緊急時防護措置
準備区域と言うらしいのですけれども、30キロ以内。私どものむつ市大字奥
内字浜奥内は、10キロ圏内です。

（「そのとおり」の声あり）

○委員（山本留義） ですから、今の中間貯蔵に関しても、幾度となる延期で、
むつ市の行財政計画に与える影響は本当に計り知れないものがあるのです。
その辺は、金額は別としても、考えてもらわなければ私は理解できないので

す。

30億円支払われる大企業に対して、むつ市の法的根拠のある課税を減免して遠慮する必要は、市長、ないですよ。もはや課税の協議はもう終了して、直ちに総務省に協議に入っていただいて、課税額も確定することが私は必要ではないかと思えますけれども、市長の考え方をお聞きします。

もう一つ、一問一答方式にできないものだから。少なくとも共用化案ということを示した電事連は、私たちの課税条例について知っていて、恐らくそういう提示をしてくると私は思っています。電事連には東京電力が参画しているし、東京電力が課税条例について理解して課税させるという前提になれば、電事連の共用化案の提示が理論的に矛盾することになります。こうした事実を逆手に取って、東京電力にも課税を認めさせる。そういう意味で、強く課税額の決定を迫っていくのも一つの戦略ではないかと思っています。

報道によれば、国が前面に立って中間貯蔵の共用化に対処すると言っていますので、恐らくこれからもむつ市に対して強く求めてくると思えます。

本当に市長は、今までの行政手腕を見ても先手先手で交渉して、それが今までの市長の行政手腕だということでは自分は思っています。R F S社と協議するというのは、私はもう無理だと思っているので、どうか東京電力との協議の中で成立を求めて、総務省が、会議が終わることが、少なくとも共用化案を検討していく前提になるのかなと私は思っています。市としてもそう考えるべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 副市長。

○副市長（鎌田光治） 山本委員のお尋ねにお答えいたします。

東通村への拠出金の報に接した市民の皆様は、そもそも減免を考える必要のない経営状況、つまりR F S社も東京電力もでございますが、そういうことが経営状況として減免を考えなくてもいいような、30億円を払うわけでございますので、感じたのではないかというふうに思います。これは、交渉を担当しております私としても感じたところでございます。この点、総務省協議に速やかに入れるのではないかという点に関しましても、前向きに検討してまいりたいと思います。

また、2点目でございますけれども、共用化に関連する東京電力への課税の考えでございますが、一つ仮定の話前提としたということでもありますけれども、そのお考えも踏まえて私どもも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 3回しかできないので。自分はこの6年、7年かけて市長の行政手腕を見て、様々な形の中で市政発展のために国からいろいろな形の中で持ってきて、市民もそういう意味では宮下市長であればそういう形でできるというような話もしています。ただ、市長、この前の一般質問のときでしたか、全国に1,718市町村があるのですけれども、市が792、その市の中で下から5番目と言いましたか、そういう私どもむつ市を市民が分かっているのだろうか。そうでないとすれば、やっぱり私どもは先人たちがそういう思いを込めて中間貯蔵を決めた、それをもって市民に応えるべきと私は信じているのです。

もちろん私は、この中間貯蔵を成功させるために今まで様々な形で努力をしてきた。ただ、市長がやっぱりよそのことはよそのことと言える、今言ったように、全国の市の中で5番目に少ない。その中で、それはやっぱり強く求めるべきだと私は思っているのです。恐らく隣村でも、30億円とか、東北電力から何十億とか、黙っていて来たとは思っていないのです。それなりの要望なり施策があつてのことだと私は思っています。

今24回も協議を重ねても、全然先が見えないRFS社との話合い。私は、先人たちの思いからすればとんでもない、そう思っていますので、一般質問の話をしましたけれども、先人たちの思いを、今の私の質疑も含めて市長はどう思っているか、お伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身は、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故の前と後というのは、原子力行政の位置づけというか、これは大きく変わったのだというふうに思っています。今、果たして原子力行政を国民から見てどうかといえば、様々なことが言える。もちろん安全にこれが操業することは当然のこととして、国民の感情からいって、どういったことが求められているかということ、やはりオープンな議論、公開の議論の中で物事が進んでいくということだと理解をしているのです。ですから、今回のこの新税という話も、皆さんと一緒に議論を進める過程の中で、このような形で論点を開示して、皆様から質疑を受ける中でご説明をして、進捗状況を報告してきているということであり

一方で、そうではない、そうだったのかもしれませんが、そうではない中で、ある日突然、これは東通村の話ではないです、ある日突然何か予算というか、事業者からの寄附があるとかということは、今この時代、この情勢の中で私は求めるべきではないというふうに考えていることは、それは

まさに本音であります。であるがゆえに、これからどうしなければいけないかといえば、やはりこのようなスタイルの中で議会の、議会というのは、これは私が言うまでもないですが、むつ市政において最高の意思決定機関であり、そして公に議論する唯一の機関でありますので、この場での様々な公開の議論を通じて、しっかりとした形で物事が進んでいく。それは、共用化ということではありません、中間貯蔵事業がということですがけれども、あるいは新税の議論がということですがけれども。ということが求められているというふうに思いますので、山本委員のほうから、そういうやり方が物足りないと言われても、それは私としてはこうした手法の中で物事を動かしていくほうが時代にふさわしい新しい原子力行政と地域の政治との向き合い方かなと、このように感じてございます。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 市長、本当にそういう意味では、私は市長のその政治姿勢、姿、賛同します。でも、相手が市長の思いを感じているのか。というのは、3月11日で東日本大震災から10年、私は東京電力がもう10年を区切りとして新たな時代に入ったのかなと。そういう意味の中で、10年である東日本大震災のあれは終わりと、だからそれこそ……

（「言葉を選ばないと」の声あり）

○委員（山本留義） 30億、何で今なの。私は、市長のそういう思いを相手方にも感じてもらえなければ、なかなか思っているようなことはできないと思うのです。その辺も考えていってほしいということをお願いして終わります。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 4つの論点が出ておりますけれども、R F S社の提示した論点、そして当市の対応状況ということで、結局これの交渉の中ではお互いにまず自分の主張をすると。妥協案がなければ、そこは譲歩がなければ決定にならないということなのですからけれども、市長にちょっとお聞きしたい、市長は行政のプロですので。

ここで1番目の場合、「法定外税が法定税に対して補完的・例外的なものと位置づけられる」との見解については、地方税法を所管する総務省に「法定税と法定外税に形式的効力の差はなく、また、法定外税は法定税の補完的・例外的なものではない」と確認したということがありますけれども、3番目に行きます。R F S社は「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること」とありますけれども、ここで交渉の段階でR F S社は目的税としてはどうかという提案もたしかあったと思います。そういうことで、では目的税になぜするのかといいますと、例えば六ヶ所の場合は普通交付税と

いうことでいただいて、普通交付税がゼロという状況だと思えるのですが、そういうことに関して、今例えばフル操業してこちらで課税した分がそのまま普通税として入ってきたとしても、法定税として入ってきたとしても、そういったことには影響しないというふうに考えられますか。

(不規則発言あり)

○委員(濱田栄子) ごめんなさい。もう一回お話しします、簡単にお話しします。

○委員長(斉藤孝昭) 濱田栄子委員に申し上げます。指名してから発言をお願いします。

市長部局、答弁をお願いします。

(「理解できませんて言えばいい」の声あり)

○委員(濱田栄子) 理解できないですか。

(「理解できない」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 濱田栄子委員、質疑は簡潔にお願いします。

○委員(濱田栄子) はい、今その経緯をお話したのではすけれども。例えば普通税ということで今課税するということで考えているのですけれども、それ普通税がこのまま例えば入ってきたとします、お金が。そういうときに、我々が国から交付されている交付税に関しては関係ない金額であるかどうかということ。

○委員長(斉藤孝昭) 市長。

○市長(宮下宗一郎) 昨年の特別委員会でも繰り返し、繰り返し説明させていただいておりますけれども、関係はございません。私たちが普通税としていただいても、交付税が下がることはございません。

○委員長(斉藤孝昭) 濱田栄子委員。

○委員(濱田栄子) 東通村も一時フル操業したときに、金額が多分違うと思えますけれども、普通税がゼロになったときがあります。そういうことを心配していましたので……

(「交付税か」の声あり)

○委員(濱田栄子) 交付税がゼロになったときがあります。それは、そういうことはないということですね、この金額で。はい、分かりました。

○委員長(斉藤孝昭) ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員(大瀧次男) 委員長からは、先ほど範囲を超えないようにと注意がありましたので、多少超えるかもしれませんが、ひとつお許しをいただきたいと、このように思います。

先ほど3委員と市側のやり取りがあったように、私もR F S社のみならず、

東京電力に対しても新税の協議を進めるための担税力をはじめとした親会社としての考え方や、新税の根幹または大前提となる立地協定の懸念について説明を求めるべきだと考えております。そして、この中間貯蔵事業は今後50年間のむつ市の未来を決める重要な案件であります。誘致を決定した市議会でも、しっかり責任を持って検証していかなければならない立場にあるものと考えております。

そこで、議会としてもしっかりと検証していくことを前提に、R F S 社や東京電力を議会に招致して説明を求めることを検討すべきだと、このように考えております。そういう形として、市としての見解をお尋ねいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市議会として説明を両者に求めていくということに関して、私どもから申し上げることは難しく、議会の中で決定をしていただくことだというふうに思っています。ただ、例えば今新税の委員会があって、また立地協定に遡るのであれば、別の委員会ができてとか、いろんな形があるかと思えますけれども、どんな形になったとしても、やはりこのむつ市議会での議論というのは一番大事なわけですから、私たちにとっても。ここで議論をしていただくということは、非常に意味のあることだというふうに私は思っております。また、そうした新しい委員会が立ち上がる、あるいはこの委員会の中でやるということだとしても、私たちとしても引き続き皆様に対して正確に誠意を持って答弁をさせていただくというか、説明をさせていただきたいと、このように考えてございます。

中間貯蔵事業そのものの信頼が揺らいでいる立地協定がどうなのだ、そして新税はどうなるのだということそのものが切り離せない論点になってきているということは、今日皆さんからいただいた重要な指摘だと私も感じておりますので、今後これは委員としての大瀧委員ではなくて、議長としての大瀧議長と相談をしながら考えていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（齊藤孝昭） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 議会としてもしっかりとこういう議論をしていかなければならないと、このように考えております。

我々も誘致を決定した市議会ですので、市側のみでR F S 社や東京電力から説明を受けて、それを特別委員会で報告を受けるだけではなく、やはり新税協議を少しでも前に進めるためにも、市議会でも実際に説明を求めることが必要だと、このように考えております。ただ、先ほど市長も言いましたが、ただ議論する内容が新税だけにとどまらず、立地協定や貯蔵計画といった事

業全般に関することになるため、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会の範疇にとどまらない可能性があると思います。市議会としても、中間貯蔵事業全般を議論する体制を検討するためにも、この際斉藤委員長に新税だけの特別委員会だけではなく、新しい特別委員会を設置して、中間貯蔵全般の在り方について協議できる委員会設置を検討していただきたいと、このように要望いたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの件については、後に副委員長と協議して報告したいと思います。

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の報告に対する質疑を終わります。

ここで、富岡幸夫副委員長と協議したい事項がありますので、3時10分まで休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど大瀧次男委員から、本特別委員会に係る今後の方向性についてのご意見がありました。

富岡幸夫副委員長と協議した結果、中間貯蔵施設についての議会における今後の方向性について、会派代表者会議での協議が必要であるといったしました。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 異議なしと認めます。よって、議長にはよろしく取り計らいお願いいたします。

それでは、次回の審査内容及び日時についての協議となりますが、ただいまの本特別委員会の今後の方向性に関わる議会内での協議がなされた後に開催を検討することということで正副委員長にご一任願いたいと思っております。このことについて、ご意見等がある委員はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） それでは、次回の開催については正副委員長にご一任いただき、決定し次第委員の皆様へ通知することといたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これにて散会いたします。

（午後 3時11分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

委員長 齊藤孝昭